

日本共産党  
高槻市議員

宮本 雄一郎

つうしん

発行：日本共産党高槻市議員団 宮本雄一郎  
連絡先：議員団控室電話 072-674-7230  
事務所：高槻市氷室町1丁目25-6 TEL 072-692-2758  
自宅：高槻市氷室町2丁目14-2 TEL 072-695-1900



3月議会  
一般質問

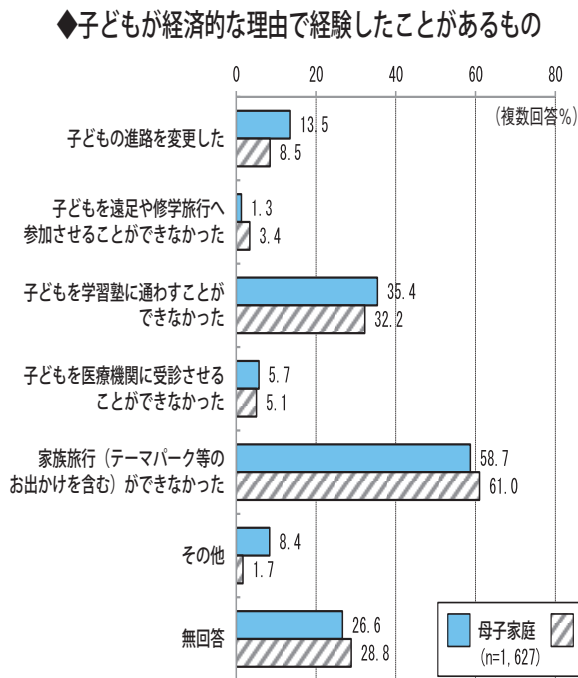
# 母子家庭などの子ども支援の充実を

昨年、政府が発表した、日本の子どもの貧困率は13・9%で、7人に一人の子どもが貧困状態です。特に母子家庭は深刻で、高槻市では年収250万円未満が53・1%です。結果、経済的理由で子どもが心身の成長のために必要なことを経験できない実態があります（表参照）。根本的な原因は、国による雇用制度や生活保護などの改悪にあります。高槻市としての最大限の努力を求める立場で質問しました。

## 「子ども食堂」や「学費支援」 人材・活動場所のマッチングを

母親がダブルワークなどで忙しく、子どもだけでごはんを食べていたり、お金がなく遊びに行けないなど、地域社会から孤立している子どもが少なくありません。

「子ども食堂」は、そんな子どもたちに食



「第三次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画より」

事を提供し、気負うことなく、気軽に立ち寄れる「居場所」です。

市は、今年度から1回開催当たり7000円補助します（月2回開催をマッチングする役割を果たすことを求めます）。

また、子どもの学習支援に取り組む団体も増えていますが、活動場所・人材の確保が課題になっています。

また、子どもの学習支援に取り組む団体も増えていますが、活動場所・人材の確保が課題になっています。

## 就学援助・奨学金について

子どもの教材費などを補助する就学援助

は、高槻市では、所得が生活保護基準の1・2倍までの家庭が対象です。

国は今年10月から生活保護基準の引き下げ

国は今年10月から生活保護基準の引き下げ

の際、全国でわずか71市町村、4%しかなかった、就学援助の対象を縮小した自治体の一つでした。結果、約100人が対象から外される状況でした。

「今回こそは影響が出ないよう決断するべきではないか」とただしました。市は「他市の状況等を勘案して適切に対応する」と答弁しました。

また、奨学金については、今年度、国は十分な内容ながら給付型奨学金を創設しました。高槻市も「給付型」を創設すること、また、大東市などで行われている、貸付型奨学金の返還費用を補助することを求めました。

## 国の責任は重大

国は非正規雇用を増やす法改悪を行い、正規雇用との給与格差は正にも背を向けていま

す。また、生活保護は子どもの多い家庭ほど、削減額が大きくなる改悪を行おうとしています。これでは子どもの貧困はいっそうひどくなります。

また、子どもの貧困は、日本社会全体にとっても、大きな損失です。「日本財団」は、子どもの貧困を放置すれば、日本社会は将来40兆円の経済損失を被り、その穴埋めのために行政や国民は16兆円の負担を強いられる、とする研究結果を2015年に発表しています。

日本共産党は、「希望する人はみんな正社員に」「生活保護改悪ストップ」「社会保障の財源は大もうけをしている大企業・大金持ちに」など、働き方、税金の使い方、集め方、「3つチェンジ」を政府に求めています。

## 3月市議会・本会議質疑

# 国が訪問介護の利用制限をねらう

訪問介護に関する国の法改正の影響で、10月から、ケースワーカーは国が示す一定の回数以上の訪問介護（左表参照）をケアプランに位置づける場合は、その回数が必要ない理由を記載して、市

厚生労働省が示した「多数回利用」の基準となる訪問介護の利用回数					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数 (ひと月当たり)	27	34	43	38	31

(厚生労働省資料より作成)

に届け出をしなくては いけなくなり、届けられたプランは医師や看護師などをつくる「地域ケア会議」で内容を検証され、「不適切」と判断された場合、市はケアマネージャーにプランの是正を促さねばなりません。

国は訪問介護の多数利用を問題視して、利用者が行なつた調査で、訪問介護を多く受けている人の8割が自宅で一人暮らしをしている認知症の高齢者でした。それに加えて近隣に親族がいない、配偶者も要介護状態など、深刻なケースも多く見受けられました。介護関係者からは「サービスが抑制され、重度化する」と批判の声があがっています。

### 必要なサービスの保障を

「届け出があつても（訪問回数削減ありき

ではなく）必要なサービスを保障する姿勢で臨むべきではないか」との質問に対し、市は「訪問介護の提供回数

は利用者それぞれの身体的状況や生活環境を踏まえ、適切に提供される」とし、「ケアプランの検証については

利用者にとって、自立支援・重度化防止に資するものであるかという視点が重要と認識している」と答弁しました。

### 今年2月の申し入れが実る

## 市産業振興課が「無期転換逃れ」防止の取り組み

2013年の労働契約法の改正で、有期労働者は通算5年、同一企業で働いていれば、無期雇用

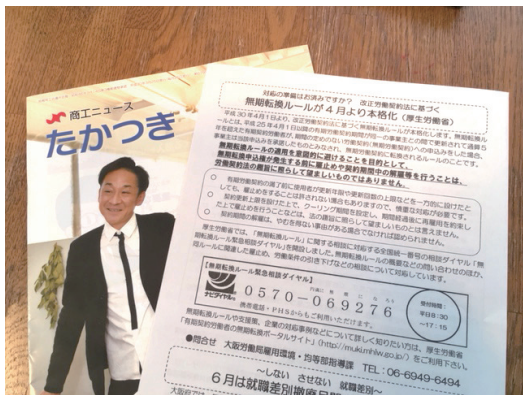
権利を得ることができるとなりましたが、今年4月が法改正から5年目で、本格実施となり、全国で400万人以上が

権利を得ると言われています。

しかし、権利が発生する5年目の直前に解雇したり、途中6カ月以上の無契約期間があれば、通算「クーリング規定」

を悪用して、有期雇用のままにしてしまふなどの「無期転換逃れ」が全国で相次いでいます。明らかに脱法行為で、許されないことです。

市内の企業でそのようなことが起こらないように、今年2月、産業振興課に、厚労省が発行しているリーフなどを参考に同課が発行する『高槻ワーキングニュース』などで取



「クーリング規定」

り上げ、市内企業に周知・徹底することを申し入れていました。これが実り「無期転換逃れ」を防止する記事が同ニュースに掲載されました。主に高槻商工会議所が発行する『高槻ワーキングニュース』に折り込まれ、2500部が活用されています。

「無期転換逃れ」の防止につながればと思います。

高槻市議会ホームページで市議会本会議の録画がご覧いただけます。

高槻市議会 録画 検索

宮本雄一郎 市政相談

お気軽にご相談ください

☎ 072-695-1900 まで